社会福祉法人 ゆうわ会の障害者雇用に関する取組等

・理解促進・啓発の充実
法人内において、メンター的役割を担う職員２２名に対する研修の中で、対人援助（ケースワーク）を例にして、障害特性に応じた、必要となる支援内容について講義を行い、障害者雇用の理解促進を図った。（メンター研修の内の１コマとして実施。）

・障害者の職場実習生の受け入れ
毎年、鶴南特別支援学校の生徒の職場実習生を受け入れている。その際に、担当者を配置し、職務指導や相談支援を実施している。実習では、障害特性に合わせた作業内容を体験してもらった。

・障害者雇用に関するセミナー講師の派遣
「長崎県障害者雇用のつどい」や、「長崎県相談支援専門部会」において、障害者雇用に関するセミナー講師を派遣し、障害者の就労支援についてや、障害者就業・生活支援センターの業務について講義を行った。

・実雇用率が法定雇用率の３倍以上
令和４年６月１日時点における常用雇用労働者数は２４６．５人、雇用障害者数は２０．５人であり（うち身体障害者：６．０人、知的障害者：８．５人、精神障害者６．０人）、実雇用率は９．３４％となる。（法定雇用率は２．３％）

・過去３年間に雇い入れた障害者の雇入後６か月（及び１年）経過時点の定着率が９０％以上（及び８０％以上）
過去３年間に雇い入れた障害者は１名であり、定着率は１００％である。

・勤続年数が１０年以上の障害者が半数以上
７名中４名（実人員。A型利用者を除く。）が勤続年数が１０年以上であり、最

も勤続年数が長い従業員については、勤続年数が１６年となっている。

・人事に関する処遇が優良
申請日時点で１名の障害者を主任として雇用しており、配置している部署の現場責任者としてリーダー的役割を担っている。

・賃金に関する処遇が優良
障害者従業員７名中４名の平均賃金が、最低賃金より１割以上高い。